

令和 7 年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 6 年度分)

令和 7 年 8 月
武蔵野市教育委員会

目 次

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 武蔵野市教育委員会教育目標	2
3 令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針	3
【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進	4
【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成	5
【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	7
【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進	8
【基本方針5】 学校経営の改善・充実	9
【基本方針6】 学校施設の確実な整備	10
【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実	11
【基本方針8】 歴史文化の継承と創造	13
【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす	14
4 令和6年度各課重点事業の点検・評価	16
5 点検・評価に関する有識者からの意見	39
6 資料	46
(1) 教育委員会名簿	46
(2) 令和6年度教育委員会定例会における審議内容	46

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○ 概要

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを公表している。

これは、本市教育委員会が毎年定める教育目標及び基本方針で示した施策の方向性と照らし合わせ、点検・評価するとともに、今後の取組について明示するものである。

また、その際には、教育に関し学識経験を有する方からの意見を反映するものとする。

○ 点検及び評価の対象

令和6年度の重点事業を対象とする。重点事業とは、主に次のものとする。

- (1) 新規事業
- (2) 繼続事業のうち規模を拡大した事業
- (3) その他の継続事業のうち、特色ある事業、予算規模の大きい事業など、特に報告の必要がある事業

○ 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等の総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとする。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を作成する。報告書は市議会に提出するとともに、公表する。

2 武蔵野市教育委員会教育目標

(1) 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

(2) 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

3 令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針】

- 1 個性の伸長と市民性を高める教育の推進
- 2 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 4 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進
- 5 学校経営の改善・充実
- 6 学校施設の確実な整備
- 7 生涯学習・スポーツ事業の充実
- 8 歴史文化の継承と創造
- 9 図書館の力を高め地域に活かす

【基本方針 1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にするよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○ 人権教育や多様性を生かす教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。特に、子どもの権利条約の理念や子どもの権利条例に示された「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、子どもの意見表明や子どもの参加の実現に努めます。

また、子どもが自分らしく安心していられる場所としての学校づくりや学級づくりを前提としたうえで、多様性を生かす教育を推進するために、各教科等や学級活動、児童会・生徒会活動において子どもたちの様々な意見を基に、対話を通じた相互の合意形成を目指す取組を進めます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められることと併せて、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

これらの取組をはじめとした学校の教育活動全体で、子どもの自己肯定感や自尊感情が育まれているのかを検証するために、自尊感情を育みます。

○ いじめ防止の推進

「武蔵野市子どもの権利条例」「武蔵野市いじめ防止基本方針」等を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOSの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めるこの大切さの指導及び、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○ 武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を推進します。各学校では、自校の特色を生かした探究的な武蔵野市民科カリキュラムを教科等横断的に計画・実施し、取組を積極的に発信します。研究開発校にて開発した探究的な学習過程の工夫を各校と共有するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会にて、小・中学校の連携について検討します。

○ 長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図ります。

特に、長期宿泊体験活動検討委員会で整理した資質・能力の育成を目指し、発達段階に応じた活動内容を各校工夫し、系統性ある活動を実施します。また、長期宿泊体験活動検証委員会を発足し、セカンドスクール等の体験によって、どのような資質・能力が育まれているのかの効果検証を行うと共に、持続可能な事業の在り方について検討を行います。

基本方針 1 による重点事業

- ・人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止の推進（指導課）
- ・武藏野市民科の実施（指導課）

【基本方針 2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○ 言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動を推進します。そのために、教育課題研究開発校の研究成果を各校で生かしていくとともに、各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得を図ります。また、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努め、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○ 英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研修の充実を進め、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるチーム・ティーチングのあり方や

地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○ 学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、学校図書館長（校長）を中心に子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を計画的に強化します。配置時間を拡充した学校司書について、その効果をより確実なものにするために、学校図書館開放の実施や図書館による支援を進め、読書活動等を推進に関する教員との打ち合わせなどを充実させます。新聞の配備や様々な種類の図書に触れられるよう新書の導入や蔵書割合の見直し、授業における学校図書館の活用を推進します。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○ I C Tを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、各校で子どもたちが I C T を授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。また、引き続き、 I C T サポーターによる授業支援を進めるとともに、学習者用コンピュータ通信等により、取組の様子等を発信していきます。

○ デジタル・シティズンシップ教育の推進

「 I C T を使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』を身に付ける」ことを「デジタル・シティズンシップ教育」と定め、子どもたちが自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、子どもたちの実態に応じ、意図的・計画的な活用を推進します。活用にあたっては、人権教育・情報モラル教育の視点をもち、学校内外で適切に活用することを促すために、各教科等の中で着実に指導することや、家庭での活用に関する約束づくりや振り返りに関する啓発資料の提供を行うと共に、学校公開の機会などを通じて家庭や地域と連携を図る理解・啓発を行います。

○ 論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた効果的な習熟度別指導を実施し、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、計画的かつ効果的な学習活動を

行います。

基本方針 2 による重点事業

- ・言語能力の育成（指導課）
- ・学習者用コンピュータを活用した学びの推進（指導課）

【基本方針 3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意します。併せて、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場での活動の充実を図ります。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○ 特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行うため、それらの支援提供体制について整備を進めます。医療的ケアが必要な子どもたちに対応するため、関係機関との連携により支援体制を構築します。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○ 連続性のある多様な学びの場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。併せて、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習については、活動内容の周知や学級設置校間の情報共有により、理解の促進と活動の拡充を図ります。さらに、ホームページなどで特別支援教育や就学相談に関する情報発信を充実することにより、子どもたち、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や関係機関との連携や I C T 機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。また、令和 7 年に予定している第五中学校の知的特別支援学級の設置に向け、必要な協議や準備を進めます。

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と子どもたちの在籍校が連携して、対象となる子どもたちの状態に応じた指導を行います。

○ 不登校の子どもたちへの支援の充実

全中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカーの活動の充実や、家庭と子どもの支援員の配置拡充などにより、不登校の子どもたちへの各校の校内体制の強化を支援します。また、不登校の子どもたちの教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの相談機能の拡充や支援につながっていない子どもたちへのア

ウトリーチ活動、ＩＣＴを活用した新たな学びの場について検討します。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解を促進します。

○ 切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない子どもたちと保護者への相談支援を進めます。

基本方針3による重点事業

- ・特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進（教育支援課）
- ・不登校児童生徒への支援の充実と切れ目のない相談支援体制づくり（教育支援課）

【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、感染症を含めた健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○ 様々な感染症への対応

子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、学校における様々な感染症の感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。各校においては、最新の感染状況に基づき子どもたちの健康把握や手洗いの徹底、教室内の換気などの感染症対策を進めます。

○ 安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「校支援」の「保護者連絡帳機能」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○ 体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上や家庭と連携・協力した生活習慣の向上などの健康づくりの取組を充実させます。運動能力の向上

を図るため、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果などを活用し、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや各学校の特色を生かした取組などを奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○ 食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。学校給食桜堤調理場においては、地域食育ステーションを活用し、給食試食や調理体験など食育の取組を進めます。学校給食費の無償化については、国や東京都の動向を注視するとともにその効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討を進めます。

基本方針4による重点事業

- ・学校給食費無償化の実施（教育支援課）

【基本方針5】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立します。子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信し、双方向の意見交流を深めるなど、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○ 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や指導と評価の一体化を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるOJTを積極的に推進します。

特に、学びに向かう力の涵養を目指し、各校の特色ある教育活動や校内研究の成果を基に作成した「授業改善推進プラン」を推進し、「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」の結果や学校評価等の機会に取組を振り返り、改善を図っていきます。

また、若手教員や臨時の任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、都や市主催の研修や武蔵野市立小中学校教育研究会の研究の他に、教員が専門性を深めるため、東京都教育委員会認定団体や民間研究団体の研修会へ参加するための費用を補助し、主体的な研鑽を推奨します。

引き続き、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○ 学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書に基づいたモデル校（2校）を中心に、学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動の促進を図ります。また、令和7年度からの全校実施に向け、モデル校の成果と課題の検証やガイドラインの見直し、広報や啓発活動を行うとともに、各校の協議会を充実させます。

○ 学校における働き方改革の推進

教員の働き方改革は、教員が心身ともに生き生きと健康に子どもたちに向き合う環境を整える、子どもたちの教育環境改善のための取組であることを念頭に、改定した「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」に基づき、出退勤システムによる働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めます。定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の実施と併せて武蔵野学校情報システム（M S I S（エムシス））や、クラウドサービスの活用をはじめＩＣＴを活用した校務の軽減について引き続き取り組みます。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、計画的な拡充が完了した市講師の配置による教員の業務量の軽減や、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、大会等への引率も可能な部活動指導員を拡充をするとともに、部活動コーディネーターを配置し、持続可能な部活動のあり方を検討します。

基本方針5による重点事業

- ・主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上（指導課）
- ・学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進（指導課）
- ・学校における働き方改革の推進（指導課）

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるよう、学校施設の整備、充実に努めます。

○ 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業を進めます。

第五中学校については、新校舎及び新体育館の改築工事を令和7年1月末に完了し、令和7年度1学期からの使用を目指します。

第一中学校については、新校舎及び新体育館の改築工事を令和7年10月末に完了し、令和7年度3学期からの使用開始を目指します。

第五小学校及び井之頭小学校については、令和5年度に行った基本設計に基づき、実施設計を行います。

上記以降に改築を予定している学校については、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ、全市的な視点から課題を検討します。

また、改築するまでの施設についても、自然災害リスク等に備えて計画的な予防保全を継続するとともに、点検・修繕を着実に行うことにより、良好な施設環境を確保します。

さらに、児童・生徒数の増加や小学校35人学級の導入等にも適切に対応します。

基本方針6による重点事業

- ・学校改築の計画的な推進（教育企画課）

【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える学びおくりあう機会を充実することにより、生涯学習を通したまちづくりを推進します。

また、国際大会等のレガシーを生かし、市民のスポーツ活動の推進や多様な文化活動の振興に取り組みます。

○ 学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式LINE等を活用し、積極的な情報提供を推進します。

第二期生涯学習計画の中間期にあたり、計画の進捗を測るとともに、多様な市民ニーズを考慮し、新しい時代の事業テーマを取り扱うため、市民アンケート調査を実施します。

○ 学びを広げ、他者とつながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、大学生と一緒に学ぶ市寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会等を引き続き実施し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる場を提供します。

○ 「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加した子どもたちが学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、理科の研究・実験等を楽しみながら体験できるプログラムを実施します。

また、個人の学びを他者へ伝える仕組み作りを検討します。

○ 学びを支える生涯学習施設の整備

生涯学習の推進拠点の一つである市民会館の機能の維持と長寿命化を図るため、第2期公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修を行います。令和6年度は大規模改修工事に向けた実施設計を行います。

○ 市民の芸術・文化活動の支援

市民の誰もが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、第二期生涯学習計画や武蔵野市文化振興基本方針に基づき、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の活動支援を通して、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。

また、（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るための取組を支援します。

○ 誰もがスポーツを楽しめる機会の創出

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。

市民や、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

○ スポーツを支える担い手づくりと活動支援

スポーツの意義や楽しさを伝えつつ、スポーツを通じた人間的成長や人格・人権・多様性に配慮できる指導者を養成するため、武蔵野市スポーツ協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携し、講習会や学びの場を提供します。また地域でのスポーツに関する指導や大会運営など、様々な活動の場へのマッチングを行いスポーツボランティアとしての活動の定着を図ります。

地域と連携し、市立学校の部活動支援等を検討します。

○ スポーツに親しむ環境づくり

市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本設計・実施設計を行います。また、市営プールについては、第二期スポーツ推進計画で示された方向性や第六期長期計画・調整計画等を踏まえ、専門家による有識者会議等を開催し、整備委方針を決定します。

さらに、旧桜堤小学校跡地は、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案し、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用します。

○ 武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成

（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を活用し、分野横断的なスポーツの楽し

み方を創出します。

国際スポーツ大会のレガシーを生かし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実します。また、スポーツが、健康づくりはもとより、仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

基本方針7による重点事業

- ・「学びをおくる」生涯学習社会の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・誰もがスポーツを楽しめる機会の創出（生涯学習スポーツ課）
- ・体育施設の計画的な改修・修繕（生涯学習スポーツ課）

【基本方針8】歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等における企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目ない博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

○ 文化財の保護・普及

先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に引き続き努めます。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

○ 歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。中島飛行機関連の資料については引き続き展示を行い、収蔵資料管理システムを活用した利活用を図ります。

また、武蔵野市百年史編さんにあたり収集した資料は目録に基づいて選別・収納を行います。

○ 武蔵野ふるさと歴史館の充実

開設10周年に伴い、常設展示等のリニューアルを行います。近現代等の展示内容の充実を図るとともに、課題であった展示替えが可能な展示設備への改修を行います。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図

っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

事業内容のより詳細な情報発信、周知、拡散のためSNSの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

基本方針8による重点事業

- ・歴史公文書の利活用の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・文化財の指定、整備と周知、広報（生涯学習スポーツ課）

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○ 質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来の図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成する必要があります。司書講習への派遣による中央図書館職員の専門性の向上に加え、市と指定管理を受託している（公財）武蔵野文化生涯学習事業団との職員相互派遣により指定管理団体職員にも図書館行政経験の蓄積を進め、分館を含めた図書館全体でその相乗効果を得ることで、利用者への質の高い図書館サービス提供につなげていきます。また、図書館運営には市の直接的な関与とともに市民参加がより重要となることから、そのための推進を図ります。

○ 地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、武蔵野市立図書館除籍基準及び除籍ガイドラインに基づき計画的な除籍を進めながら、3館の個性に沿った資料収集の強化を図るとともに来館困難者への図書館サービスの向上を図るため電子書籍サービスの充実を図り、利便性を向上させます。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することができるデジタル情報の活用を進めます。

○ 図書館の活用と情報収集の支援

AIが普及し、個人が手軽に活用できる状況となった現在でも、読書の感動や発見の喜びは不变であることから、利用者のニーズに合わせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

○ 市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館が有する資料、場、人材（図書館員）を活用して、地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携を進め、市民の課題解決を支援します。

○ 子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育みます。

乳幼児期には、読み聞かせ等により子どもとのコミュニケーションが深められる取組を充実します。その後も、読書を通じて好みの本の傾向が現れ、知的興味に応じ一層幅広く多様な読書ができるようになっていく子どもたちの成長過程に合わせて、手に取って読みたくなるような蔵書の充実やＩＣＴを活用した情報活用能力の育成、居場所づくりに取り組むとともに、子どもたちの読書活動の推進などに資するよう、学校図書館システム検討を含めた学校図書館支援を行います。

基本方針9による重点事業

- ・市立図書館を支える人材の育成（図書館）
- ・図書館情報システムの更改（図書館）
- ・子どもたちの読書活動の推進（図書館）

4 令和6年度各課重点事業の点検・評価

「武藏野市教育委員会教育目標及び令和6年度武藏野市教育委員会の基本方針について」(令和6年2月7日議決)や第三期学校教育計画、第二期生涯学習計画、第2期図書館計画等の個別計画を踏まえ、以下の主要な事業について、進捗状況を定期的に把握しながら実施した。

新規	事業名	基本方針番号									担当課	頁
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1	第四期学校教育計画の策定										教育企画課	17
2	学校改築の計画的な推進						■				教育企画課	17
3	人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止の推進	■									指導課	19
4	武藏野市民科の実施	■									指導課	21
5	言語能力の育成		■								指導課	22
6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	■									指導課	23
7	主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上				■						指導課	24
8	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進				■						指導課	25
9	学校における働き方改革の推進				■						指導課	26
10	特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進			■							教育支援課	27
11	不登校児童生徒への支援の充実と切れ目ない相談支援体制づくり			■							教育支援課	28
12	学校給食費無償化の実施				■						教育支援課	29
13	「学びをおくる」生涯学習社会の推進						■				生涯学習スポーツ課	30
14	誰もがスポーツを楽しめる機会の創出						■				生涯学習スポーツ課	31
15	体育施設の計画的な改修・修繕						■				生涯学習スポーツ課	32
16	歴史公文書の利活用の推進						■				生涯学習スポーツ課	32
17	文化財の指定、整備と周知、広報						■				生涯学習スポーツ課	33
18	市立図書館を支える人材の育成									■	図書館	35
19	図書館情報システムの更改									■	図書館	36
20	子どもたちの読書活動の推進									■	図書館	37

※各項目の丸数字はそれぞれ対応しています。

	事業 1	第四期学校教育計画の策定	— 教育企画課
計 画 名	第三期学校教育計画		
事業の趣旨・概要	現計画が令和6年度末で計画期間満了となることを受け、令和7年度から令和11年度までの5カ年の武藏野市の学校教育の方向性を明らかにするため、令和5年度から令和6年度にかけて次期計画を策定する。		
設 定 目 標	<p>① 策定審議会を開催し、12月までに答申をまとめて、3月までに計画を確定させる。</p> <p>② 8月までに計画の中間まとめを作成して、9月に子ども、教員、保護者から意見聴取を行う。</p>		
取 組 内 容	<p>① 令和5年度を含めて、10回の審議会を開催し、12月の最終回で答申を受けた。1月、2月の教育委員会定例会において、計画案の協議、議決を行い、計画を確定した。計画は、かんたん版リーフレットも作成して、校長会を通じて学校に周知するとともに、市報やホームページで広報を行った。</p> <p>② 中間まとめについて、8月15日から9月30日までの期間に、パブリックコメント募集、市民向け説明会、子ども向けワークショップ、AIを活用したオンラインディスカッションなどによる意見聴取を行い、その結果をまとめた。</p>		
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 全10回の審議会における多様な観点からの審議を踏まえて、計画を確定し、武藏野市の学校教育の方向性を明示することができた。令和7年度から、各学校はこの計画に基づき教育活動を推進していく。計画で定めた内容を実践するため、計画のかんたん版リーフレットなども活用して、さらなる理解促進、周知を図る必要がある。</p> <p>② 子ども向けワークショップやAIを活用したオンラインディスカッションなど新たな手法を活用することにより、子ども、教職員、保護者などから幅広く意見聴取を行うことができた。今後の計画策定の際の参考にしていく。</p>		

	事業 2	学校改築の計画的な推進	基本方針No.6 教育企画課
計 画 名	第三期学校教育計画、学校施設整備基本計画、第一中学校改築基本計画、第五中学校改築基本計画、第五小学校改築基本計画、井之頭小学校改築基本計画		
事業の趣旨・概要	児童・生徒数の増加、小中学校新学習指導要領の全面実施による教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、計画的な学校改築を実施する。		

設 定 目 標	<p>【第一中学校】</p> <p>① 週1回の定例会議で工程管理を徹底し、工程計画通り工事を進める。</p> <p>【第五中学校】</p> <p>① 令和7年1月31日までに新校舎・新体育館の工事を完了させる。</p> <p>② 新規備品の購入、仮設校舎備品の精査、引越委託業者の決定を行う。</p> <p>③ 第五中と第五小の校地共用の課題について整理し、保護者等関係者に周知を行う。</p> <p>【第五小学校・井之頭小学校】</p> <p>① 令和7年度末の実施設計完成を目指し作業を進める。</p> <p>② 令和7年3月に議決を得て、解体工事事業者と契約を締結する。</p> <p>③ 仮設校舎へ移設する備品の精査、引越委託業者を決定する。</p> <p>【第一グループ後半施設等】</p> <p>① 庁内検討委員会(仮称)にて、中学校の統廃合の必要性、第一中・第五中・第五小・井之頭小の経験や知見を基に課題整理を行う。</p>
取 組 内 容	<p>【第一中学校】</p> <p>① 週1回の定例会や各種工事の立会検査等を通じて、特に工程と品質面での管理を重点的に行うとともに、建設資材の落下事故を受けてより安全管理を徹底した。</p> <p>【第五中学校】</p> <p>① 工事の完成に伴い、消防、建築指導課、下水道課、まちづくり推進課、総務課等関係課の各種検査を実施し、学校へ引き渡しを行った。</p> <p>② 新校舎用の備品の調達及び引越しを行った。</p> <p>③ 令和7年度からの同一敷地内の共用化に向けて、第五中と第五小の共用化の課題を整理した。</p> <p>【第五小学校・井之頭小学校】</p> <p>① 建築、電気、機械の各種分科会を実施し、各種プランの詳細や各種仕様を決定した。</p> <p>② 五小解体工事について、工事事業者と契約を締結し、仮囲いの設置や家屋調査等の準備工事を進めた。</p> <p>③ 五小移転について、学校、引越業者と調整しながら引越しを行った。</p> <p>【第一グループ後半施設等】</p> <p>① 「武蔵野市の未来の学校づくり」をテーマとして、リーフレットやYouTubeによる情報発信を行うとともに、各地域でのワークショップや全中学校でのスクールミーティングを実施し、生徒、教職員、保護者、地域からの意見聴取を行った。</p>
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>【第一中学校】</p> <p>① 各工事施工者、設計者との協力により工事が進行した。10月末の竣工に向け、引き続き工程管理、安全管理を徹底して工事を進める必要がある。</p>

	<p>る。</p> <p>【第五中学校】</p> <p>① 非常に厳しい工期の中、各工事施工者、設計者との協力により、工事が完了した。学校は予定どおり令和7年3月から新校舎での教育活動をスタートすることができた。</p> <p>② 備品の発注や移転作業に伴い、今後の改築事業で改善すべき事項が明確になった。</p> <p>③ 4月から五中と五小は同一敷地内での教育活動をスタートすることができた。今後運用の中で課題が生じた場合は、引き続き学校と連携しながら対応していく必要がある。</p> <p>【第五小学校・井之頭小学校】</p> <p>① 物価高騰に伴う工事費上昇の対策として、品質を維持しつつ費用を抑える提案を積極的に検討しながら、実施設計をまとめる必要がある。</p> <p>② 五小解体工事では、騒音、振動について近隣住民に最大限配慮しながら工事を進めていく必要がある。</p> <p>③ 非常にタイトなスケジュールの中、予定どおり五小の引越しを行い、4月から五小は仮設校舎での教育活動をスタートすることができた。</p> <p>【第一グループ後半施設等】</p> <p>① 情報発信や意見聴取を行った結果として、全市において、学校や地域における学校改築に対する関心が高まった。これを踏まえて、令和7年度から令和8年度にかけて、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について検討を進めつつ、学校施設整備基本計画の改定を行う。</p>
--	---

事業 3	人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止の推進	基本方針No.1 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学べるよう、子どもの権利を学ぶ機会づくりや、子どもの意見表明等を推進する。いじめの防止をはじめ、子どもが安心していられる学校・学級づくりを前提に、対話を通じた合意形成を目指す多様性を生かす教育を推進する。	
設 定 目 標	① 全教育活動を通して、「子どもにとって大切な子どもの権利」を学ぶ機会の確保と権利保障を進め、各校の取組を共有・活用できるようにする。生命(いのち)の安全教育についても学校の年間指導計画に位置付け、全学年で意図的・計画的に取り組む。	

	<p>② 自尊感情測定尺度(東京都版)¹を用い、自尊感情を育む活動や教員の働き掛け等を振り返る機会を年2回以上設ける。また、教育課題研究開発校(令和5・6年度=第四小)の研究成果を各校に還元する。</p> <p>③ 学期に1回程度の「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターの活用や定期的なアンケート調査等を通して、いじめの未然防止の機運醸成、早期発見・対応に努める。</p> <p>④ 各教科や学級会、児童会・生徒会活動等の話合い活動を充実し、武蔵野市民科や特別活動等にて、子どもの意見表明や参加の成果を示す。</p>
取 組 内 容	<p>① 各校にて、子どもの権利の理解啓発のために、道徳授業地区公開講座に子どもの権利擁護委員を招聘するなど、関係機関と連携した取組を推進した。また、生命の安全教育については、水泳指導や安全指導等の機会を捉えて実施するとともに、「きょういく武蔵野154号」にて、取組内容や家庭への依頼などを掲載し、保護者・地域への啓発を図った。</p> <p>② 各校では、学校行事等にあわせ、自尊感情測定尺度(東京都版)による児童・生徒の変容を測定し、自校の取組についての振り返り・改善に努めた。また、令和7年2月に、第四小学校の研究発表会を実施した。</p> <p>③ 6・11月のふれあい月間にて、各校のいじめ防止に関する取組の振り返りと、市共通アンケートを全校で実施した。9月には、いじめ防止重点月間として未然防止を図るための小・中学生及び保護者にリーフレットを作成・配布し、「いじめのサイン発見シート」等を紹介した。加えて、いじめ問題対策委員会を2回開催した。</p> <p>④ 東京都教育委員会開催の特別活動カンファレンスに各校代表教員が参加し、多様な意見を生かし、合意形成を図るための手だてについて理解を深めた。</p>
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 生命の安全教育は、文部科学省の資料等を活用することで、相手の大切なところを見たり、触ったりしないことなどを各学年の発達段階に応じて指導を展開することができた。子どもの権利とともに、今後も着実に理解・啓発を図るため、教育課程等における位置付けを確認する。</p> <p>② 全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙「自分にはよいところがあると思いますか」の肯定的回答が小学6年90.5%、中学3年83.9%となり、国や東京都よりも高い結果となった。研究発表では、土台としての安心できる環境や集団づくりなどが報告され、今後は、研究内容をさらに深化し、より安心して学べる学校をつくるため、「学校風土調査」に基づく授業や生徒指導の改善に関する研究を進める。</p>

¹ **自尊感情測定尺度（東京都版）** 東京都教職員研修センターと慶應義塾大学が共同開発した、学校教育に求められる自尊感情の傾向を分析し、発達段階に応じて適切に把握できる自己評価シートによる調査、分析方法。

	<p>③ 未然防止や早期発見に向けた意識啓発を図ることができた。いじめ問題対策委員会では、「同調圧力によって相談しづらいことがあってはならない」「いじめの定義など、保護者に理解してもらう必要がある」など意見が出され、今後、武蔵野市子どもの権利条例や改訂された生徒指導提要等を基に、市のいじめ防止基本方針等の見直しを進める。</p> <p>④ 全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」の肯定的回答が小学6年86.6%、中学3年81.3%となり、小学校は国や東京都よりもやや高くなつた。一方で、中学校はやや低かったため、指導・助言を重ねていく。</p>
--	--

事業 4	武蔵野市民科の実施	基本方針No.1 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力(市民性)を育成するため、全小・中学校において探究的な武蔵野市民科のカリキュラムを教科等横断的に計画・実施する。	
設 定 目 標	<p>① 取組の実際、教育課題研究開発校(令和5・6年度＝大野田小)の研究成果、中学校区内の取組共有等を通して、年度末までに各校の武蔵野市民科の指導計画を探求的な学習過程の観点から見直す。</p> <p>② これまでの取組成果等をまとめリーフレットの作成と関係機関との共有、各校の学校便りやホームページ等による計画と取組の発信、地域コーディネーターとの連携等により、連携体制を一層深める。</p>	
取 組 内 容	<p>① 11月の研究発表では、児童の思いや考えを深める、主体性を生かした取組として、「学びの質を高めるカリキュラム・マネジメント」「探究的な単元計画や学習過程の工夫」「思いや考えを深めるための言語活動の充実」が提案された。研究発表会には、各校の武蔵野市民科カリキュラム推進委員も参加した。</p> <p>② 8月に武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を地域コーディネーター連絡会と合同で開催し、武蔵野市民科における地域連携や中学校区間の連携について協議を行つた。各校では、関係機関と連携し、市のよさについて探求する、発信・提言するなど、実態に応じた取組を進め、ホームページ等で発信するなどした。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答が小学6年生85.6%、中学3年69.6%となり、小学校は国や東京都よりもやや高く、中学校はやや低かった。しかし、経年比較すると、小・中学校共に肯定的な回答の割</p>	

	<p>合は向上をしており、児童・生徒の社会参画意識は高まりつつある。今後さらに、子どもの課題意識を大切にした探究的な学習過程を充実し、「自分がどう関わるか」を発信・実行する取組を充実する。</p> <p>② 地域と連携した取組例として、第六中学校は武蔵境活性化委員会と協働し、フリーペーパー「iisakaii」にて、第2学年の職場体験の報告や武蔵境のおすすめスポットの紹介等を発信した。地域から子どもの参画に関する協力依頼も寄せられており、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会の時期の設定や地域コーディネーターとの連携について工夫していく。</p>
--	---

	事業 5	言語能力の育成	基本方針No.2 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
事業の趣旨・概要	すべての学びの基盤となる言語能力を確実に育むために、国語科をはじめとした全教育活動において、言語活動の充実を図る。特に、学校図書館の図書資料の充実や環境整備を行い、様々な種類の本に触れる読書活動を推進する。		
設 定 目 標	<p>① 全国学力学習状況調査の教科調査や児童・生徒質問紙の経年変化等を分析・検証し、言語能力育成に関する指導の工夫を充実する。</p> <p>② 年間3回実施する図書館担当者・学校司書連絡会及び研修会を中央図書館と連携して実施し、学校図書館の活用を一層充実する。また、ラーニングコモンズの運用についても協議する。</p>		
取 組 内 容	<p>① 全国学力学習状況調査の教科調査及び児童・生徒質問紙の関連部分を学校と共有し、授業改善の参考とするよう指導した。</p> <p>② 中央図書館と連携し、学校司書連絡会を3回開催し、各校の取組について情報交換を行った。第二回は、青山学院大学准教授の庭井史絵氏に講演いただき、授業における学校図書館の活用等について研修を実施した。</p>		
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 全国学力学習状況調査の教科調査では、小・中学校ともに全教科で記述式の問題の平均正答率が国や東京都よりも概ね10%以上高く、無回答率はほぼ全ての問題で国や東京都より下回った。また、児童・生徒質問紙「前学年のときに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか」の肯定的回答が小学6年87.8%、中学3年78.0%となり、小・中学校ともに国や東京都よりも高い結果となった。引き続き、考えを説明・共有する、話し合う等の言語活動の充実を図っていく。</p>		

	② 特に放課後の図書館開放について、本の貸し借りのほか、自主学習などの活用を進めることができた。講演では、先進的な学校図書館での教員と学校司書の連携を生かした取組の紹介があり、学校司書が自身の取組を振り返り、新たな視点や取り組むべき課題を自覚することができた。
--	--

事業 6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	基本方針No.2 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	これまでの学習者用コンピュータ活用事業の成果と課題を基に作成した武藏野市学習者用コンピュータ活用指針に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用し、学習活動の充実や、家庭と連携したデジタル・シティズンシップ教育を推進する。	
設 定 目 標	<p>① 各学校にて、情報活用能力の育成に関する年間指導計画を作成・推進し、その取組を年間3回のICT活用推進リーダー連絡会や学習者用コンピュータ通信で教員間の共有や保護者・地域への啓発を行う。</p> <p>② 各校にICT活用推進リーダーを位置付け、校内研修の充実を図る。また、市で学習者用コンピュータ活用研修等を実施し、ICT活用能力の向上に努める。その成果をICT活用推進リーダー連絡会で活用する。</p> <p>③ 次期学習者用コンピュータ検討委員会を年6回開催し、活用指針の内容実現や学校の状況等を踏まえた次期端末や導入ソフト等の選定を行う。</p>	
取 組 内 容	<p>① 「きょういく武藏野第154号」や「武藏野市学習者用コンピュータ通信」にて、一人1台の学習者用コンピュータの仕様や授業での活用等の紹介とともに、家庭における学習者用コンピュータの使用に関する約束作りについて呼びかけた。</p> <p>② 夏季休業中に実施した学習者用コンピュータ活用研修には、各校から30人以上の参加があった。ICT活用推進リーダー連絡会では、学習者用コンピュータを活用した授業参観や家庭における学習者用コンピュータの約束づくりやデジタル・シティズンシップ教育の情報交換等を行った。</p> <p>③ 次期学習者用コンピュータ検討委員会では、次期端末に必要なスペックや今後求められるソフトウェアの機能等を検討した。その際、市立小・中学校の校長らとも意見交換を行った。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 学校によっては、学習者用コンピュータの活用に関するルールづくりが子どもから提案がされており、適切な活用に関する意識が向上している。通信で、こうした実践や家庭学習における学習者用コンピュータの1時間以上使用頻度の経年変化を示し、家庭での約束づくりを促すことができた。</p>	

	<p>② 全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙「前学年までに受けた授業でPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」の「ほぼ毎日」「週3日以上」の合計が小学6年90.5%、中学3年64.0%となり、小学校は国や東京都よりも15%以上高く、中学校はやや低かった。日常的な活用について一層の工夫を呼び掛けていく。また、連絡会の授業では学習のまとめを、生成AIに内容をチェックさせるといった提案がなされ、今後の生成AIの活用例の参考とすることができた。</p> <p>③ 次期学習者用コンピュータのソフトウェアにも求められる機能として、「協働学習ソフトには、編集しやすさとともに、作業履歴が確認できる機能」「ドリルソフトには、記述問題や多くの問題数、個々の学習状況に応じてAIが学びの先取や学び直しの問題を選ぶ機能」などに整理することができた。今後は、保守やセキュリティなども含めた端末の調達作業を進めていく。</p>
--	--

事業 7	主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上	基本方針No.5 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	児童・生徒の生きる力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。また、若手教員をはじめとした各教員の授業力を向上や主体的な研鑽を推奨する。	
設 定 目 標	<p>① 全国学力学習状況調査の結果等を踏まえ、各校で学びに向かう力の育成を中心に授業改善推進プランを作成・推進し、次年度の教育課程編成の際に効果検証・改善を図る。</p> <p>② 若手教員や臨時の任用教員²等に対する教育アドバイザー³による授業支援等を行う。また、教育課題研究開発校(令和5・6年度=第三中)の授業改善に関する教科の枠組みを超えた取組について、各校に還元する。</p> <p>③ 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会等に参加する際に発生する参加費の補助を実施し、主体的な研鑽を推奨する。</p>	
取 組 内 容	<p>① 各校にて、東京都教育委員会から提供された「学びに向かう力等に関する意識調査」を実施し、全国学力学習状況調査の結果と合わせて授業改善推進プランを作成した。年度末には、取組結果の分析を行い、令和7年度教育課程届に反映した。</p>	

² 臨時の任用教員 期限を限って任用される教員。教員の妊娠出産休暇及び育児休業の取得により欠員が生じた際に代替として勤務する「産休育休代替教員」や、新規採用のうち正規採用ではなく1年間の期限付きの採用教員のことを指す。

³ 教育アドバイザー 校長経験のある市の専門嘱託員。若手教員等の授業力向上及び学校経営への適時・適切な支援を行う。

	<p>② 年間を通じて、教育アドバイザー、指導主事による若手教員や臨時の任用教員等に対する授業研究、訪問支援をのべ180回以上実施した。また、第三中学校では、「主体的に学習に取り組む態度の育成～指導と評価の一体化に向けた授業改善」を研究主題に授業改善に取り組んだ。</p> <p>③ 夏季休業中の研修会や秋・冬の研究発表会等の参加を促し、11校から18件の申請があった。また、夏季休業中に、指導課が中心となって主催する教員の専門性向上に関する研修について、近隣五市合同で実施するものも含めて20種以上実施した。市主催の研修にのべ200名以上の参加があった。</p>
評価 (成果と課題)	<p>① 「授業の中で児童が自己決定・自己調整する機会を多く設けることができた」など、各校の成果が報告された。一方で、身近な出来事と学習内容のつながりをつくることや振り返りの時間確保などの課題も報告されており、改善に向けた指導・助言を指導課訪問等にて行う。</p> <p>② 研究開発校では、教科の枠組みを超えて、生徒の学習を充実するまでの指導の工夫を協議するなど、今後の授業検討の在り方について各校の参考とすることができた。また、教育アドバイザーと指導主事との情報交換にて、授業改善や生活指導について、継続的に指導・助言を行うことで、指導力が向上している様子が報告されており、引き続き、支援を進める。</p> <p>③ 令和5度は同時期までに11校30件からの申請があった。また、指導課が主催する研修では、自身の実践を振り返るきっかけになったなどの声があった。引き続き、教員の主体的な研修を支援するため、制度の活用を呼び掛けていく。</p>

	事業 8	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進	基本方針No.5 指導課
計画名	第三期学校教育計画		
事業の趣旨・概要	「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標を地域・家庭と共有し、学校・家庭・地域の三者が各自主体性を發揮しながら、連携・協働するための仕組みづくりに取り組む。		
設定目標	<p>① モデル校にて、機能強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動を推進し、その成果と課題を教育フォーラムにて報告する。また、報告内容を「学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会運営ガイドライン」に反映させる。また、各校にて次年度に向けた協議内容の検討を進める。</p>		

	② 地域コーディネーター ⁴ による地域学校協働活動を推進し、年間3回の地域コーディネーター連絡会を中心に情報共有や課題解決を行う。
取組内容	<p>① 地域と学校の協働通信を第18～24号まで発行するとともに、11月に「あなたも『開かれた学校づくり協議会』のメンバーになれる？～学校と地域が協力して子どもの学び・育ちを支える環境を目指して～」をテーマに第18回むさしの教育フォーラムを開催し、教員、保護者、地域コーディネーター、市議会議員など、合計90名の参加があった。開かれた学校づくり協議会の機能強化に向けた学校運営協議会の機能に関する説明やモデル校の取組等を報告した。</p> <p>② 地域コーディネーター連絡会を3回開催し、開かれた学校づくり協議会の機能強化に向けた熟議講習や、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会との合同開催、各地区の取組の情報交換などを行った。</p>
評価 (成果と課題)	<p>① フォーラムでのアンケートには「今までの開かれた学校づくり協議会は、参画する仕組みや傍聴、記録の公開など普通の保護者や地域住民に開かれていないと感じていたので来年度からどう変わるか楽しみです」などの意見が寄せられ、一定の理解を得ることができた。今後、各校にて、卒業生や地域関係者など多様な人々に委員を委嘱し、継続的な熟議により教育活動の充実を図る。</p> <p>② 令和7年度からの機能強化した開かれた学校づくり協議会の全校展開で重視している熟議の方法や、学校運営の基本方針の承認、地域と学校の協働活動について、その意義や具体的なイメージを地域コーディネーターがもつことができた。今後は、各校にて、「地域の教育力事業」の予算を活用し、地域の特色を生かした教育活動や関係者との協働を図るよう促す。</p>

事業 9	学校における働き方改革の推進	基本方針No.5 指導課
計画名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	教員の長時間労働は全国的に大きな課題となっている。質の高い教育を実現していくためには、教員の多忙化を解消し、教員一人一人の心身の健康保持と、子どもたちと向き合う時間を確保することが重要である。	
設定目標	① 市講師 ⁵ の配置や部活動コーディネーターによる部活動指導員の配置・研修といった拡充した人員体制の着実な実施とともに、校務のデジタル	

⁴ 地域コーディネーター　学校支援人材の発掘・交渉・調整を行う地域の方。各校1名（校長の推薦により市教育委員会が委嘱）

⁵ 市講師　教員の負担を軽減するとともに、より質の高い教育を行うことを目的に市が独自に任用する者（更新済みの教員免許所有者）。単独又は主担当として教科指導を行う。

	<p>化や効率化等を進め、当面の目標(週当たり在校時間60時間を超える教員をゼロにする)を年度内に達成する。</p> <p>② 年5回の部活動あり方検討委員会にて、組み合わせや練習場所など運用に関する課題を検討し、令和7年度(下半期)からの拠点校方式による合同部活動の実施に向けた準備を進める。</p>
取組内容	<p>① 市講師や部活動指導員の確保と質の向上を図るべく、各校や部活動コーディネーターとの連携を図り、市講師については、小中併せてのべ100名以上を、中学校の部活動指導員については、小中併せて総勢60名以上を各校に配置した。</p> <p>② 拠点校の配置について各中学校との調整を進めるとともに、拠点校方式による合同部活動要項や今後のスケジュール、入部手順などを検討した。また、新入生保護者説明会にて、指導課作成の拠点校方式に関する動画を作成し、取組に関する説明を各校で行った。</p>
評価(成果と課題)	<p>① 令和6年1学期の小学校学級担任の持ち授業時数について、低学年20.0(令和5年度20.4)、中学年20.1(令和5年度20.7)、高学年19.0(令和5年度19.4)となり、市講師配置による学級担任の持ち授業時数の削減の目標を前年度に引き続き達成することができた。また、令和6年度の週当たりの在校時間が60時間を超える教員数の割合は小学校が5.0%(令和5年度7.5%、令和4年度12.6%)、中学校が8.0%、(令和5年度10%、令和4年度13.1%)だった。市として達成する週も出てきており、上限時間の原則である「1か月時間外在校時間が45時間以上の教員ゼロ」を次の目標として達成を目指す。</p> <p>② 拠点校方式による合同部活動について、保護者からは「よい取組なので実現してほしい」などの声が寄せられており、期待が高まっている。移動の際の安全確保や、学校間の連絡・情報共有について、関係機関と連携した取組を今後進める。</p>

事業 10	特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進	基本方針No.3 教育支援課
計画名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた個別な指導を行う必要がある。併せて、交流及び共同学習を進める。	
設定目標	<p>① 知的特別支援学級の開設準備を計画的に進める。特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級については、現状やニーズ把握を行い、他自治体の状況調査や本市における課題抽出等を行い、今後の方向性を次期武蔵野市学校教育計画へ反映させる。</p>	

	② 交流共同学習支援員 ⁶ の時間数を増やした影響や活動内容の把握を行うとともに、交流及び共同学習、特別支援学校との副籍交流の目的や取組について、保護者や地域の理解を深めるため、周知方法を検討し、年度末までに案内等を作成する。
取 組 内 容	① 第五中学校の知的障害特別支援学級の新規設置に向けて毎月、学校と教育委員会で話し合いを行った。新たに知的障害特別支援学級を設置した学校を視察し、新規設置の準備を行った。自閉症・情緒障害特別支援学級については、他自治体が設置している小学校及び中学校を視察した。 ② 交流共同学習支援員との意見交換会を開催し、どのような活動を行っているかについて情報共有を行った。
評 価 (成 果 と 課 題)	① 令和7年4月に第五中学校の知的特別支援学級を開設した。自閉症・情緒障害特別支援学級については、他自治体の調査及び課題の抽出等を行い、第四期武蔵野市学校教育計画には、「特別支援学級の在り方について検討します」と記載した。今後も引き続き研究検討を続けていく。 ② 交流共同学習支援員の時間数を増やしたことにより、同支援員が指導補助等を行う交流共同学習の時間数や教科数が増加した。交流共同学習の周知までは取り組むことができなかつたので、今後も引き続き情報共有を行い、どのような周知方法が適切かを検討していく。

事業 11	不登校児童生徒への支援の充実と切れ目のない相談支援体制づくり	基本方針No.3 教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画	
事業の趣旨・概要	<p>不登校児童生徒への支援のため、人的支援の強化や児童・生徒の状態に応じた多様な学びの場づくりを進める。</p> <p>不登校児童生徒が増加しているほか、発達障害、虐待、貧困等子どもや家庭に関する課題は多様化、複雑化していることから、関係機関との連携による切れ目のない相談支援体制づくりを進める。</p>	
設 定 目 標	<p>① スクールソーシャルワーカー⁷や不登校対応巡回教員による、学校における不登校児童・生徒への支援体制を構築するとともに、新規に配置する常駐型の家庭と子どもの支援員の活動内容の把握や進捗管理を行う。また、近隣市と連携しICT活用の検討を計画的に進める。</p> <p>② 教育相談における発達検査の現状と課題抽出、他自治体の実施体制の調査を行い、次年度以降のあり方を検討する。教育支援センターと関係</p>	

⁶ 交流共同学習支援員 特別支援学級の児童が、交流共同学習で通常の学級に入るとときの指導補助や特別支援学級と通常学級の連絡調整を行う者

⁷ スクールソーシャルワーカー 児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職

	機関との連携を円滑に進めるため、他機関の役割や制度等の研修を計画的に実施する。
取組内容	<p>①スクールソーシャルワーカー、教育相談員、不登校対応巡回教員等が参加する会議を6回開催した。常駐型の家庭と子どもの支援員⁸を市内小中学校13校に配置した。11月から12月まで文部科学省の実証事業である不登校児童生徒のためのインターネットの居場所空間の提供事業「教育メタバース」に参加した。</p> <p>②発達検査については新たな検査体制の検討を行った。また、学識経験者から助言をいただき、研修を実施した。</p>
評価（成果と課題）	<p>①スクールソーシャルワーカーについては令和6年度末時点で220人の児童生徒の支援を行うことができた。常駐型の家庭と子どもの支援員については、学校からの要望が高かったガイドラインの作成を行うことができた。また、令和7年度からは市内全小中学校への支援員の配置が実現した。「教育メタバース」については11月1日から12月20日まで実施し、6人の参加があった。令和7年度においても引き続き実証事業に参加する予定である。</p> <p>②発達検査については令和7年度から新たな検査体制で実施するための体制を整備することができた。これにより発達検査の結果が出るまでの時間を短縮することができる予定である。</p>

新事業 12	学校給食費無償化の実施	基本方針No.4 教育支援課
計画名	第六期長期計画・調整計画	
事業の趣旨・概要	第六期長期計画・調整計画で掲げた学校給食費の無償化について具体的施策の検討を行い実施する。	
設定目標	庁内検討調整会議で学校給食費無償化を様々な観点から検討し令和6年度中に実施する。	
取組内容	6月の市議会にて給食費無償化の補正予算を提出し可決された。補助金の要綱も作成し4月に遡っての給食費無償化を実施した。無償化したことにより不登校児童生徒向けに桜堤調理場を活用しての週1回の給食提供を行った。	
評価（成果と課題）	4月に遡って令和6年度当初から給食費の無償化を実施することができた。アレルギー等対応で無償化相当分の現金支給や、不登校児童生徒向けの桜堤調理場での毎週金曜日の給食提供も行うことができた。桜堤調理場での給食提供は毎週4～6名程度の参加があり、一定の居場所の効果があ	

⁸ 家庭と子どもの支援員 不登校傾向の児童生徒への登校支援、別室支援、学校活動への参加支援を担う。

	つた。
--	-----

事業 13	「学びをおくる」生涯学習社会の推進	基本方針No.7 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画	
事業の趣旨・概要	<p>① 市民アンケート調査の実施 第二期生涯学習計画(令和2～11年度)の中間期に、計画の振り返りと進捗を測り、新たな課題を抽出するため、多様な市民ニーズや新しい時代の事業テーマについて市民アンケート調査を実施する。</p> <p>② 市民会館大規模改修に向けた準備 生涯学習の推進拠点である市民会館は、令和6年度に築40年を迎える。経年による劣化が進んでいるため、公共施設等総合管理計画等に基づき、令和7年度から令和8年度にかけて大規模改修工事を行い、今後多くの市民及び団体に利用されるよう、施設の保全及び機能維持・向上を図る。</p>	
設 定 目 標	<p>① 調査業務委託の事業者を選定し、社会教育委員の会議からも意見を聞きながら調査項目設定し、下半期に調査の実施と報告書を作成する。</p> <p>② 令和6年度当初に市民会館利用者アンケート調査を実施するとともに、利用者(利用団体)などから意見を聴取するため、臨時市民会館利用者懇談会を開催する。反映可能な意見等を盛り込んで実施設計を行う。</p>	
取 組 内 容	<p>① 生涯学習に関する市民アンケート調査を実施した。調査項目や集計結果の分析等について社会教育委員の意見を聞き、調査報告書を3月にまとめ、市ホームページで公表した。</p> <p>② 関係各課及び設計委託業者と定例会議を行い、施設の保全及び機能維持・向上を図り、利用者アンケート調査の結果を反映した実施設計が完成した。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 調査では、第二期生涯学習計画の基本理念である「学びおくりあい」の認知状況が低いことが分かった。学びおくりあいの認知度を向上させるため、アンケートの分析結果を踏まえ、さらに周知が必要である。また、市民の学びへの関心と意欲が高いという結果がでたことや、市民ニーズなど調査から得られた結果を踏まえ、必要に応じた講座内容の見直し等について検討していく。</p> <p>② 実施設計の完成をうけ、令和7・8年度に市民会館大規模改修工事の契約を進める。休館期間中における事務事業や市民会館のあり方の検討、市民会館利用者への代替利用施設の案内等について、引き続き検討する必要がある。さらに、再オープン時の男女平等推進センター及び保育室に開設する子育てひろばとの館内連携のあり方について検討していく必要がある。</p>	

	事業 14	誰もがスポーツを楽しめる機会の創出	基本方針No.7 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期スポーツ推進計画		
事業の趣旨・概要	市民の誰もがスポーツを楽しむためには、一人ひとりの年代やライフスタイル等を踏まえ、その特性に応じた取組みを提供する。		
設 定 目 標	<p>① 子育て世代・働き盛り世代など、ターゲットを明確にしたスポーツ教室等の事業実施や、障害者を対象としたアウトリーチ事業の継続、アーバンスポーツ⁹等の新たなスポーツとの出会いを創出することを実施し、スポーツを通した魅力と活力があふれるまちを目指す。</p> <p>② 市内ゆかりのトップアスリートによるSports for Allなどのスポーツイベント、学校訪問や授業支援など、武蔵野市の特性を生かした取組みを実施する。</p> <p>③ 地域スポーツ大会やスポーツイベントを開催し、スポーツを楽しむ機会や場の充実が図れるよう武蔵野市スポーツ協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携をより強化していく。さらに、スポーツに関わる民間企業等との連携を図っていくことにより、行政だけではなく、様々な資源を活用した取組みを行うことにより武蔵野市全体のスポーツ環境をより充実させていく。</p>		
取 組 内 容	<p>① 各種大人向けのスポーツ教室や親子・幼児向けスポーツ教室、また、障害者のためのスポーツ教室を実施した。毎年実施する春のファミリースポーツフェア、秋の市民スポーツフェスティバルを実施した。町田市での市町村ボッチャ大会を開催した。</p> <p>② 小学校でのオリンピアンによるバレーボール授業支援事業を実施した。また、タグラグビー授業支援事業及びトップアスリートを迎えたラグビーの交流事業、Sports for Allを実施した。</p> <p>③ 市民スポーツデー事業にてニュースポーツを紹介するイベントを実施した。スポーツ推進委員による地域でのニュースポーツ啓発事業を実施した。また、市内プロサッカー及びプロラグビーチームと連携した事業を実施した。</p>		
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 各種スポーツ教室は定員を超える応募があり、多くの市民が参加し、ファミリースポーツフェアは、2,000人以上、スポーツフェスティバルは、1,000人以上の参加者があり、誰もがスポーツを楽しむ機会を創出した。</p>		

⁹ アーバンスポーツ 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・パルクール・オンラインスケートなどを指す。

	<p>② トップアスリートとの交流など、国際スポーツ大会のレガシーを生かした取組みが継続され、武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成が促進された。</p> <p>③ スポーツを支える担い手づくりと活動支援のための取組みとして、地域のスポーツ環境の充実が図れた。</p>
--	--

	事業 15	体育施設の計画的な改修・修繕	基本方針No.7 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期スポーツ推進計画		
事業の趣旨・概要	<p>市民スポーツの拠点である総合体育館は長寿命化を目的とし、全市的な市民施設及び、地域に根付いた健康維持・増進のための施設として利用できるよう令和8年度からの改修工事に向けて検討を進める。</p> <p>第二期武蔵野市スポーツ推進計画において示された、市営プールの今後の在り方の方向性について、第六期長期計画・調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討する。</p>		
設 定 目 標	<p>① 令和5年度に策定した総合体育館大規模改修保全整備基本計画を基に、基本・実施設計を行う。</p> <p>② 第二期武蔵野市スポーツ推進計画で示された方向性や、武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会での議論等を踏まえ、専門家による有識者会議にて意見の聴取を行い、整備方針を決定する。</p>		
取 組 内 容	<p>① 教育委員会定例会、文教委員会にて基本設計の概要について報告を行った。</p> <p>② 武蔵野市営プール整備方針(案)について、パブリックコメントを実施し、教育委員会定例会にて武蔵野市営プール整備方針を議決した。</p> <p>(令和6年度:整備方針作成、令和7年度:基本計画作成、令和8~9年度:基本設計、実施設計作成)</p>		
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 基本設計をもとに、より詳細な実施設計を進め令和8年度からの工事の準備を進めていく。改修中閉鎖する総合体育館に代わる施設確保等を検討するため、施設の利用団体への個別ヒアリングを実施し、丁寧に対応する。工事契約については、費用の高騰や人材不足等による不測の事態に備える必要がある。</p> <p>② パブリックコメントは、26名(団体含む)から36件の意見をいただいた。来年度の基本計画策定に向け準備を進めていく。</p>		

	事業 16	歴史公文書の利活用の推進	基本方針No.8 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針		

事業の趣旨・概要	歴史公文書等資料の適切な管理及び活用を行う。とりわけ歴史公文書に関するでは、旧永年保存文書の選別を進めていくとともに、公開し次世代に伝えていくため、公文書館機能を強化していく。広く歴史公文書等を収集・保存・整理し、適切な公開・活用を行う。 ふるさと歴史館の充実をはかり、複合機能を有する施設としての特徴を生かして切れ目のない生涯学習支援を行うとともに、シビックプライドを醸成する。
設定目標	① 情報発信を強化する。とりわけ歴史公文書を利用した常設の展示を行うことで来館者の興味・関心の高まりに応える。また、デジタル化が完了している文書の利活用に取り組む。 ② それぞれの受講者ができる・やれる範囲を見極め、歴史館大学の成果を特集展示として行うなど、歴史公文書の利活用に取り組める全員参加型のプログラムを作成する。
取組内容	① 開館10周年という節目に、常設展のリニューアルを行い、公開した。常設展において歴史公文書等を出品し、デジタル化した文書をPDFにより閲覧できるようシステム化した。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会の会長館を令和5年度に引き続き務め、関係機関との連携、情報発信を強化した。 ② 令和6年度歴史館大学を開講し、1～6学年(2学年以上は継続受講者)への授業を行った。とりわけ6年目の受講生は、特集展示「文書から見る女性の活躍-安積政子関係文書-」の企画からパネルおよびキャプションの執筆や調査、設営まで全てに携わった。
評価(成果と課題)	① 常設展のリニューアルにより、新型コロナウイルス感染症に関する公文書を常設展示するなど、「今」に直結している歴史について、考えを深められる展示を行うことができた。歴史公文書の整理業務については、今後も継続して実施していく。 ② 歴史館大学受講生が中心となって、特集展示を行い、歴史公文書の利活用を推進するとともに、学んだことを他者や地域等に伝えていくという、第二期生涯学習計画の基本理念「学びおくりあい」を実践することができた。

事業 17	文化財の指定、整備と周知、広報	基本方針No.8
		生涯学習スポーツ課
計画名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針	
事業の趣旨・概要	文化財指定等による文化財保護普及事業を行い、これまでに収集してきた市域の貴重な文化財を引き続き保管するとともに、調査研究に基づく利活用	

	<p>により周知を図る。とりわけ民俗資料については、適切に分類したうえで、整理・収蔵・保存・活用していくとともに収蔵資料の価値づけを行う。</p> <p>教育普及・博学連携等の諸事業については、市内小中学校にとどまらず、近隣・類縁機関と連携を図っていくとともに、紙・web等様々な媒体を通じた有効な広報を行い、調査研究成果を発信するとともに利活用を促進し歴史文化の継承と創造を行う。</p>
設 定 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ① 登録文化財の内、天然記念物(樹木)を緑のまち推進課と協議し、登録へ向けた事前調査及び、登録手続きを昨年度同様進める。また、登録基準について検討し、令和7年度以降の天然記念物(樹木)登録の際の内部基準として準備する。 ② 【古文書】文書資料のデータ整備と中性紙封筒への入れ替えなどを進め、状態の悪い資料の修復を行う。また、文書資料のデジタル化を進める。常設展示のリニューアルや古文書解読講座を開催し、「歴史館だより」などに調査研究の成果を発表する。 ③ 【民俗】台帳に基づいた収蔵庫の総点検を実施し、公開データに反映させていく。民俗資料関連展示で使用した資料の追加情報を順次データベースへ反映することにより、データベースの充実に努める。令和6年度以降は民俗資料を用いた特集展示スペースでの展示を年3回予定し、第三小学校収蔵庫については、半分を展示スペースとし、試験的に学校連携プログラムの運用を始める。 ④ 【広報】引き続き市報やチラシ等の紙媒体、フェイスブック・ツイッター、インスタグラム等SNSによる広報の充実を図るとともに、収蔵資料や市内文化財をオンラインで詳細に紹介するなど、データベースを活用し、充実を図る。
取 組 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度は、緑町1丁目に所在する樹高約18m、根本直径約1.0mの大木である上杉家のニッケイを、天然記念物(樹木)として文化財に登録した(令和5年度と合わせて現在合計3件)。 ② 常設展のリニューアルに合わせ、現物資料を中心に展示し、古文書解読講座を実施した。また、片井木家文書について、史料の内容に沿って分類作業を行った。 ③ 収蔵庫の総点検を実施し、公開データへの反映を進めた。 ④ 制作・発行物の他、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram等主要SNSには全てアカウントを作成し、情報の発信をした。また、企画展等のバナーを作製した。
評 価 (成 果 と 課 題)	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度は天然記念物を1件登録することができた。令和7年度以降は緑のまち推進課の武蔵野市自然環境等実態調査の結果をふまえ、次の登録文化財候補について検討を進める。 ② 古文書の文書資料データ整理については、順調に進んでおり、今後も継

	<p>続していく。</p> <p>③ 収蔵庫の総点検、公開データへの反映作業の未完了分について、継続して行っていく。三小の収蔵室の活用についても、学校側と協議しながら、スペース・資料の搬出入の方法等を引き続き検討していく。</p> <p>④ 常設展示リニューアルについて、市公式ホームページで新常設展示について詳しく解説し広く周知できた。今後も、講座やイベントなど対象者に合わせた効果的な広報について研究し、実施していく。</p>
--	---

事業 18	市立図書館を支える人材の育成	基本方針No.9 図書館
計 画 名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画	
事業の趣旨・概要	<p>これから図書館を支える図書館員には、図書館を含む市政全体の様々な視点を持ちながら、計画の策定と進行管理、人事・予算・施設のマネジメントを行う市職員としての知識と実務経験、そして図書館サービスに必要な図書館員としての知識と実務経験の両方が求められる。</p> <p>今後、図書館を長く支えてきた職員が退職を迎え、その代わりに初めて図書館に配置される人材が増えることが予想される中、市の人材育成基本方針を基盤としながら、図書館人材の育成を計画的に実施する。</p>	
設 定 目 標	<p>① 引き続き、図書館を支える中核人材育成のため(公財)文化生涯学習事業団との相互派遣を行うとともに、文科省が実施する司書養成プログラムに職員を派遣参加させ、今後の図書館運営を担っていく人材の育成を行う。</p> <p>② 児童図書館専門研修、著作権実務講習会、各種レファレンス研修等の専門研修への参加を計画的に進める。</p> <p>③ 他課と連携して行う図書展示等の取り組みを通じ、市政全般の様々な課題を職員自身が改めて認識し、来館者へのより効果的な発信に努める。</p>	
取 組 内 容	<p>① (公財)文化生涯学習事業団との相互派遣を継続し、図書館運営の中核を担う職員の育成を行った。また、司書養成プログラムに職員1名を派遣し、司書資格を取得した。</p> <p>② 文科省や都立図書館などが主催する図書館司書専門講座や新任図書館長研修、児童図書館専門研修等の専門研修へ担当職員をのべ57名参加させた。(参考:中央館、分館の担当正職員数:40名)</p> <p>③ 庁内各課等の事業に連携した図書展示について、年間計画を作成して対応し、計17件の事業について展示を行った。展示には必要に応じ装飾やレイアウトなどを主管課と協力して行うことにより、効果的な発信を行った。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 第2期図書館基本計画に規定する「図書館の力を高める」取り組みとして司書資格を取得したことにより、職員の専門性の向上が図られた。また、</p>	

	<p>司書講習への派遣期間は夏季の図書館繁忙期と重なる時期ではあったが、他の職員のカバーにより、図書館運営を行うことができた。</p> <p>② 国や東京都などが主催する専門研修の機会を捉え、積極的に研修への参加を図った結果として、図書館職員の専門性向上及び、利用者サービスの向上につながっている。これらの成果は日常のカウンター業務等で活かされている。</p> <p>③ 来館者への啓発に加え、展示を行った図書館資料は貸出等、有効活用が図れたとともに各課、各機関との連携を通じて、職員が市政の大きな流れ、課題について触れる機会となった。また、関連した図書館資料展示に併せて各課作成資料も提供したことにより、案件に対する来館者の理解が促進された。</p>
--	--

新	事業 19	図書館情報システムの更改	基本方針No.9 図書館
計	画	名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画
事業の趣旨・概要		令和8年1月に契約期間が満了する現行の図書館情報システム（以下、システムという。）を更改し、引き続き安定したサービスを提供する体制を整備する。システム更改に合わせ、現状のサービスを踏まえた必要な機能を精査するとともに、DXの視点を踏まえさらに使いやすいシステムを目指す。また、システムの更改により運営面での効率化のほか、学校図書館システムとの連携等についても検討を進める。	
設 定 目 標		<p>① 専門事業者の支援を踏まえ、システムの更改に向けて令和6年度中にシステムに関する最新動向、他自治体の状況等の市場調査、次期システムに具備すべき要件定義、学校図書館システムとの連携等のシステム構築に必要な事項の精査を行う。</p> <p>② 必要事項の精査を踏まえ、システムベンダーのデモ等を実施し、プロポーザル方式により年度内に対象ベンダー選定を行う。</p>	
取 組 内 容		<p>① 本市図書館システムに関連した動向、他自治体の状況等の市場調査を踏まえた必要な機能について精査を進め、次年度におけるシステム構築費用を令和7年度予算に計上した。</p> <p>② 必要機能の精査を踏まえ、仕様に適合するベンダーを優先交渉権者として選定し、契約事務を進めた。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)		<p>① 専門事業者の支援を受けたことにより、専門的見地を踏まえた必要な機能の精査や適正な経費の算出が行えたとともに、予算関係事務を円滑に行うことができた。</p> <p>② 当初のスケジュールどおりの日程で、優先交渉権者の選定が行えたが、国のシステム標準化や多摩地域の多くの他自治体における当該システム</p>	

	更改等の外部要因により、多くの事業者の参加を得ることはできなかった。
--	------------------------------------

事業 20	子どもたちの読書活動の推進	基本方針No.9 図書館
計 画 名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画	
事業の趣旨・概要	令和3年3月に策定された第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、本市における子どもの読書環境を整備し、充実を図る。	
設 定 目 標	<p>① 読み聞かせなどを行うボランティアの養成を行い、ボランティアセンターと連携して、子ども関連施設へのボランティア派遣等のしくみづくり等の企画検討を行う。</p> <p>② 図書館において、情報活用等に関する子ども向けの講座、イベントを実施し、啓発を図る。</p> <p>③ 学校連携事業について、学校側でも使いやすいシステムとするため、図書館システムの更新を視野において検討していくとともに、学校図書館支援を行う。</p>	
取 組 内 容	<p>① 10月に読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、30名の参加があった。また、市民社会福祉協議会のボランティアセンターと連携して、子ども関連施設へのボランティア派遣等のしくみづくりを行った。</p> <p>② 8月に中央図書館において、情報活用に関する青少年向け事業として外部講師を招聘し「メディアリテラシーワークショップ」を実施し9名の参加があった。また、11月には吉祥寺図書館において、情報活用等に関する子ども向けの講座として「ティーンズ向け「ネット・生成AI時代の調べ方＆学び方講座～探究学習で自分の未来を切り拓こう～」」を実施し、10名の参加があった。</p> <p>③ 学校連携事業における図書館資料の貸出は、令和6年度、6,328冊の利用があった。資料の貸出について学校側からも使いやすいものとするため、更改後の図書館情報システム上での工夫について検討を進めた。また、学校図書館支援として学校図書館担当者・学校司書連絡会等に図書館職員も参加し情報共有を図ったほか、中央図書館を会場に研修を開催した。</p>	
評 価 (成 果 と 課 題)	<p>① 養成されたボランティアは、子ども関連施設で読み聞かせを行うなどの活動を行い、子どもが本に親しむ機会を提供した。また、ボランティア養成講座の定員を超える申し込みがあったため、次年度にも同種の事業を行うこととした。</p> <p>② 事業の実施により「生成AIを生活に利用して、効果的、効率的な方法を</p>	

	<p>選択する助けになった。」という感想が聞かれたほか、吉祥寺図書館での講座については保護者も参加可としたため、親子で参加するケースも見られ、家庭内での情報活用教育のきっかけにもなり得るものとなった。</p> <p>③ 学校図書館との情報共有等の連携により、図書館資料の貸出について前年度と比べ、中学校への貸出が増えるなど多くの資料が活用された。システムに関しては、図書館ホームページ上で学校側が学校連携用の資料をより選びやすくなり、資料の活用が進む形となるよう、システム事業者と調整している。</p>
--	---

5 点検・評価に関する有識者からの意見

文教大学人間科学部准教授 青山鉄兵

【教育企画課担当事業】

第四期学校教育計画の策定については、審議会での議論を着実に積み重ねるとともに、AIを活用したオンラインディスカッションなど新たな手法も取り入れながら、多様な主体からの意見聴取を丁寧に行い、計画を確定させたプロセスは高く評価できる。今後は、リーフレット等を活用し、計画の理念が各学校の教育活動に具体的に反映されていくための、一層の周知・徹底が期待される。

学校改築については、依然として児童・生徒数が増加傾向にある中で、第五中学校の新校舎完成など、極めて厳しい工期や物価高騰といった課題に直面しながらも、計画を着実に推進している点は評価できる。今後は、改築事業で得られた知見を基に、全市的な視点から中学校の適正配置等を検討し、学校施設整備基本計画の改定を進めていくことが重要となる。

【指導課担当事業】

全体として、国の調査結果と比較して高い水準の成果が見られる項目が多く、市の教育課題に対応した独自の質の高い教育実践が展開できている点が評価できる。特に、武蔵野市民科や家庭・学校・地域の連携・協働、教員の働き方改革などのさまざまな面で、これまで武蔵野市が先駆的に取り組んできた学校と地域のつながりが活かされている点が重要であると考える。

事業3、4に見られるように、全国学力学習状況調査の質問紙において、自己肯定感や社会参画への意識に関する項目で、国や東京都を上回る肯定的な回答が得られていることは、これまでの人権教育や武蔵野市民科の取組の成果の表れと言える。

事業6の学習者用コンピュータの活用では、次期端末・ソフトウェアに求められる機能を具体的に整理するなど、着実な更新準備が進められている点は評価できる。小学校での活用は定着している一方、中学校での活用に課題が見られることから、好事例の共有などを通じ、一層の活用を促していくことが求められる。

事業9の働き方改革では、週当たりの在校時間が60時間を超える教員数の割合が着実に減少し、市として目標を達成する週も出てきているなど、取組の成果が明確に表れている。今後も継続的な取組が重要であると考える。

【教育支援課担当事業】

特別支援教育、不登校児童生徒への支援の両面で、昨年度までに続き、支援体制の強化が着実に図られている点を高く評価したい。特に、第五中学校への知的障害特別支援学級の開設や、令和7年度からの「家庭と子どもの支援員」の全小中学校配置の実現、「教育メタバース」への参加等は、多様なニーズに応えるための取組として重要であるこの分野の引き続きの進展を期待したい。

また、新規事業である学校給食費の無償化は、子育て世帯への経済的支援にとどまらず、アレルギー対応や、桜堤調理場を活用した不登校児童生徒への新たな居場所の提供といった、教育的な観点からも意義深い取組であり、高く評価できる。

【生涯学習スポーツ課担当事業】

生涯学習分野では、市民アンケート調査の結果に基づき、計画の理念である「学びおくりあい」の認知度向上という具体的な課題を把握できたことは重要である。歴史館大学の受講生が主体となった展示企画は、まさにその理念を体現する好事例であり、こうした活動をさらに広げていくことが期待される。

スポーツ分野では、各種イベントに多数の市民が参加しており、誰もがスポーツに親しむ機会の創出が実現できている。また、総合体育館等の大規模改修に向けて、基本設計や整備方針の策定を着実に進めている点も評価できる。

文化財分野においても、デジタル技術を活用した情報発信や、SNSによる広報強化など、現代的な手法で歴史公文書や文化財の価値を伝える取組が進められている。

【図書館担当事業】

図書館情報システムの更新において、専門的見地から必要な機能の精査を進め、事業者選定等の手続きが着実に進められている点は評価できる。

子どもの読書活動推進では、従来の取組に加え、生成AIやメディアリテラシーといった現代的な課題に対応した講座を実施している点は、先進的で意義深い。定員を超える応募があったボランティア養成講座と併せ、今後も社会の変化に対応した取組を一層充実させていくことが求められる。職員の専門性向上のための研修も計画的に実施されており、質の高い図書館サービスを支える基盤が強化されていると言える。また、今後は特に図書館における居場所づくりといった観点での取組も一層重要になると考えられる。

令和6年度の武蔵野市教育委員会の各課重点事業の点検・評価においては昨年度同様、様々な課題に対して適切に取り組んでいることを確認できた。さらに武蔵野市独自の先進的取組を積極的に取り入れていることや改善を考えていることを感じた。各担当課は想定される状況や課題をあらかじめ検討し、最善の方法を模索していることが質疑から確認できた。今後もこれまで同様適切に取り組みつつ先進的に事業展開されることを期待する。

1. 事業1～2教育企画課

(事業1) 第四期学校教育計画の策定においては、次期計画の策定にあたり、検討すべきデータを市独自の調査を実施し、収集され、的確に分析されている。特に子ども向けワークショップやAI活用によるディスカッションなど新たな試みを交えて広く意見聴取できているところは評価できる。

(事業2) 第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築では、計画的に進められている。厳しい工期や工事費の高騰など難しい課題がある中、丁寧に対応している。第五小学校、井之頭小学校においてプールは自校設置ということで、教育設備として整えたことは評価できる。また、それぞれの学校建築は、学びの多様化を見据えた構造や地域との連携や災害時の利用等を考慮している。

2. 事業3～9指導課

(事業3) 子どもの権利に関して学校の年間指導計画に取り入れ全教育活動を通して実践している。自尊感情測定尺度を用い、児童・生徒の変容を測定し、取り組みの振り返り・改善に努めている。これは客観的尺度により客観的データによる適切な評価が可能となる方法である。

(事業4) 武蔵野市民科は武蔵野市の教育の特色である。本格実施から5年目ということであるが、総合的な学習の時間の一つのモデルとなる。「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育成するということであるが外部にアピールするにはインパクトのある内容（具体的実践）や成果等を研究・公開することが望まれる。教材開発、カリキュラム検討等今後も推進し、武蔵野市の教育の特色とすべきである。

(事業5) 放課後の図書館開放は、本の貸し借りのほか、自主学習などの活用ができている。これはこれから図書館の使用方法の可能性を感じる。これから図書館のあり方には今後多くの実践を参考にしてほしい。

(事業6) 学習者用コンピュータは今後は「質」の時代となる。シンガポール、スウェーデン、フィンランドは、紙ベースの教科書を大幅に取り入れる方向に舵を切っている。それらの教育改革の早い地域の情報を検討することが重要である。

(事業7) 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上においては、「授業の中で児童が自己決定・自己調整する機会が多く設けることができた」とあり、学校や教員が意識して取り組んでいる成果であることが確認できた。

（事業8）「開かれた学校づくり協議会」では学校の様子に様々な形でかかわるよう工夫されている。たとえば、教員研修を協議会のメンバーに参観してもらい、どのように教員研修や教育研究が行われているかを公開している。

（事業9）学校における働き方改革の推進は、教員の長時間労働の問題から発したものである。重要な指摘であり、改善されなければいけない課題である。そして、そのときに重要な要素は「豊かな教育」とのバランスである。日本は教育的によいと思われるものは、できる限り学校に取り込んできた。その結果として、教員の長時間労働となっていました。量の時代から質の時代であり、吟味し、精選することで豊かな教育を担保しつつ、改善をはかることが大切である。

3. 事業10～12教育支援課

（事業10）「特別支援教育」に関しては、現在の新任教員が抱えている悩みの優先順位で上位である。大学の教職課程では半期1科目であるにも関わらず、一般教室に配慮が必要な児童・生徒は存在する。リカレント教育や教員研修の重要な課題として特に初任者には実施してほしい。

（事業11）「不登校児童生徒への支援の充実」では、スクールソーシャルワーカーが令和6年度末で220人の支援ができたことが評価できる。教育メタバースの実践ではまだ参加人数は少ないが今後に期待できる。

（事業12）「学校給食無償化の実施」は新規として4月にさかのぼり実施することができたことは評価できる。

4. 事業13～17生涯学習スポーツ課

（事業13）「学びをおくる生涯学習社会の推進」では、市民会館大規模改修に向けた準備がなされているが、多くの市民が利用、活用できるよう検討いただきたい。

（事業14）「誰もがスポーツを楽しめる機会の創出」では、市民のスポーツ推進に貢献している。今後、現在各学校で行われている部活動改革や児童・生徒の学校外活動の場との関係も検討されたい。

（事業15）武蔵野市総合体育館大規模改修に関しては、市民の健康増進、スポーツ推進の観点からは積極的検討が望まれる。また、学校教育や学校外教育の場としても今後利用の可能性を考えるとよい。

（事業16）「歴史公文書の利活用の推進」では、歴史館の10周年を機に常設展をリニューアルしたり、歴史館大学を開講したりと文化財に関して市民に対して企画等を適切に行われている。

（事業17）「文化財の指定、整備と周知、広報」もフェイスブック・エックス・インスタグラム等SNSでの広報も行われている。

5. 事業18～20図書館

（事業18）「市立図書館を支える人材の育成」では、図書館の力を高めるため職員の専門

性を高めることが行われている。図書離れが進んでいる時代ではあるが、その魅力を積極的に発信して積極的に活動することが大切である。

(事業19) 新規の「図書館情報システムの更改」では、市民が利用しやすいシステムとなるよう進めてほしい。

(事業20) 「子どもたちの読書活動の推進」では、図書離れの子どもたち読書活動を促す大切な事業である。様々な工夫のもと読書人口を増やしてほしい。

1 総評

武蔵野市教育委員会教育理念「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の担い手を育む」を基盤に、各課が未来の武蔵野の教育の在り方を描き、各事業を展開していることが理解できた。

2 各課について

(教育企画課)

事業1 「第四期武蔵野市学校基本計画」については、個々の施策が見開きページに收められ、データに基づいてこれからの方針をわかりやすく示している。学校等の関係者だけでなく、市民にも理解を得られる内容だという感想である。事務局のご努力に感謝したい。また、この計画策定に係る小中学生のワークショップ「未来の学校おしゃべり広場」を開催したことは大いに評価できる。

事業2 様々な「コモンズ」を配置し、これからの方針の主張ともいえるコンセプトをもって改築された五小・五中の教育活動がどのように変わり、どのような教育効果をあげていくかに大いに期待したい。とりわけ、様々な「コモンズ」が生徒たちの「場所」の共有、生徒同士の「交流」にとどまらず、学校と地域との「コモンズ」となり、「地域社会に開かれた学校」とは何かのモデルを示していただけるとありがたい。

また、学校建て替え計画改定に向けて、全中学校生徒がスクールミーティングを行ったことは、生徒が「武蔵野の教育をどのようにより良くしていくか」を考え、意見を述べる素晴らしい試みである。そのような中で自主的に全校生徒から意見を集約し、教育委員会に届けた学校があることは画期的であり、「中学生の意見をこのように取り入れた」ことを知らせていくと、中学生が考え行動することは実現できると実感し、「生徒のエンパワメントや生徒エージェンシー」の力を身に付けることにつながると考える。

(指導課)

事業3 指導課が人権教育ならびに多様性を生かす教育を事業の第一に据えていることを評価する。「多様性の尊重」を大事にしていただきたい。武蔵野市指導課の取組は、O E C Dで提唱されている「生徒エージェンシー 自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力」を身に付けることにつながっている。そのため、設定目標④児童会・生徒会活動等の話し合いの充実、子どもの意見表明や参加の具体的な成果を示していただきたい。また評価④「互いの意見のよさを生かして解決方法を決めているか」だけでなく、さらに「それが実際に解決に結びついたか」という「行動」を問うと子どもたちの自覚はさらに高まると考える。設定目標②の、自己肯定感の向上を重要な視点にし、自尊感情測定尺度を継続して全校で実施していることは大いに評価できる。「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府）」では、日本の若者のみが「自己有用感」が自分の満足につながつ

ているという調査結果がある。また「こども・若者の意識と生活に関する調査（こども家庭庁）」では「社会貢献の意欲90.5%（14歳）、自分は役に立たない30.6%（14歳）」であり、子どもたちの自尊感情の基盤は「自己有用感」であり、役に立ちたい思いと役に立っていない現実のギャップで子どもたちの自尊感情が低いと考えられる。児童会や生徒会等の活動で「役に立っている自分」「ありがとうと言ってもらえる自分」を実感させ、自己有用感を基盤にした自尊感情の向上の取組をお願いしたい。その意味で先に述べた「未来の学校おしゃべり広場」「全中学校生徒スクールミーティング」は画期的である。

事業4 市民科の学習活動においても、武蔵野を知り理解し、武蔵野をより良くすることを考え行動できる「生徒エージェンシー」の力を身に付けることを目標とした市民科のさらなる深化発展を期待する。

事業5 6 7 武蔵野市の子どもたちの「教科書を読解する力」「鉛筆で文章を書く力」「授業で出される情報を整理する力」などについて調査分析を期待したい。また、今後の学習指導要領の改定を見据え、資質・能力の中で最も自尊感情と関係の深い非認知能力「学びに向かう人間性等」の評価をどのようにしていくかも今後の課題にしていただきたい。

（教育支援課）

事業12 教育支援課では以前より不登校児童生徒支援の積極的な取組を行っている。新たに桜堤調理場において週二回、不登校生徒への給食の提供という取組は食を視点にした子どもたちの「社会とつながれる居場所」づくりで画期的である。チャレンジクラス設置の検討もぜひお願いしたい。

（生涯学習スポーツ課）

事業13 14 16 「講座まるごとナビ」は、ジャンルも多様で講座も多彩である。これだけの協力団体が存在することは武蔵野市ならではである。中学生に向けたP8のメッセージもたいへんよい。参加する中学生が増えることを期待したい。事業16の「子ども向けイベント・講座」は素晴らしい。このようなテーマに興味関心をもち参加する子どもたちの情報をぜひ学校と共有して、子どもたちが褒められ認められる場を増やしていただきたい。

（図書館）

事業20 読書から得られる語彙の力は学力向上の基盤であり、人生を豊かにする。読み聞かせボランティア養成講座では、「職場体験で幼稚園や保育園などへ行く中学生」向けの講座を入れてみてはどうか。図書館から読み聞かせを学ぶ、学んだ力を実践する、幼児たちから「すごい、うまい」と賞賛される。そこから得られる自己有用感や図書館への感謝の心を感じる中学生が育つことを期待する。

6 資料

(1) 教育委員会名簿

令和6年4月1日～令和7年3月31日

役職名	氏名	就任年月日	備考
教育長	遠藤真司	令和6年4月1日	令和6年5月10日辞任
教育長 職務代理者	清水健一	平成30年4月1日	
委員	高橋和	令和2年11月1日	令和6年10月31日任期満了により退任
委員	岩崎久美子	令和5年4月1日	
委員	森田亮	令和6年4月1日	
委員	岸本葉子	令和6年11月1日	

(2) 令和6年度教育委員会定例会における審議内容

会議別	開催年月日	議案番号	議案及び協議事項等	結果
第4回定例会	R6.4.3	6	<p>武藏野市学校災害補償規則の一部を改正する規則</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和6年度教育委員会各課の主要事業について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 武藏野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 令和6年度武藏野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について (3) 社会教育委員の委嘱に係る専決処分について (4) 武藏野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について (5) 武藏野市立図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分について (6) 武藏野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例の改正にかかる専決処分について (7) 武藏野市社会教育委員に関する条例の改正にかかる専決処分について (8) 武藏野市立図書館条例の改正にかかる専決処分について (9) 武藏野市立境南小学校及び第一中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の改正にかかる専決処分について (10) 武藏野市立学校プール管理規則の廃止にかかる専決処分について (11) 武藏野地域自由大学学長規程の改正にかかる専決処分について (12) 武藏野市スポーツ推進委員に関する規則の改正にかかる専決処分について (13) 武藏野市立学校事務・用務員取扱要綱の改正について (14) 武藏野市立学校部活動の在り方検討委員会設置要綱の一部改正について (15) 武藏野市立学校部活動指導員配置要綱の一部改正について (16) 武藏野市立小学校及び中学校学習指導講師配置要綱の一部改正について (17) 武藏野市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱の一部改正について (18) 武藏野市立小中学校指導補助員取扱要綱の一部改正について (19) 武藏野市立小学校及び中学校学校司書配置要綱の一部改正について (20) 武藏野市立小学校及び中学校学習支援教室実施要綱の一部改正について (21) 武藏野市立小学校及び中学校退職教員の任用に関する取扱要綱の廃止について (22) 武藏野市内中学校総合体育大会開催要綱の一部改正について (23) 武藏野市立学校プール開放要項の廃止について (24) 武藏野市指導課教育アドバイザー配置要綱の一部改正について (25) 武藏野市学校支援コーディネーター配置要綱の一部改正について</p>	可決

会議別	開催年月日	議案番号	議案及び協議事項等	結果
			(26)武蔵野市学齢児童・生徒に係る就学事務要綱の一部改正について (27)市民会館の掲示・展示及びロッカー使用等に関する要綱の一部改正について (28)武蔵野市立武蔵野市民会館保育室使用要綱の一部改正について (29)武蔵野市図書館事務員等取扱要綱の改正について (30)「武蔵野市社会教育委員の会議 協議報告書(令和4~5年度)」について (31)武蔵野地域自由大学称号記授与式について (32)武蔵野市生涯学習事業費補助金及び武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金の募集について	
第5回定例会	R6.5.1	7	教師用指導書の買入れについて 報告事項 (1) 武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱に係る専決処分について (2) 令和7年度使用中学校教科用図書採択について (3) 武蔵野市民会館大規模改修基本計画について (4) 一般社団法人武蔵野市スポーツ協会の設立について	可決
第1回臨時会	R6.5.1	8	武蔵野市教育委員会教育長の辞職の同意について	可決
第6回定例会	R6.6.5		報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 教育部業務状況報告(4~5月)について (3) 令和6年第2回市議会定例会提出議案 一般会計補正予算について (4) 令和6年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数(確定値) (5) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議設置要綱の制定について (6) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議傍聴要領の制定について (7) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議の設置について (8) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「旧石器時代の井の頭池周辺－武蔵野市発掘調査成果報告－」について (9)『子ども武蔵野市史 改訂版』の発行について	
第7回定例会	R6.7.3	9	武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 協議事項 (1) 令和6年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和5年度分)について(重点事業の点検・評価部分) (2) 教科書採択に係る教育委員会の運営について 報告事項 (1) 学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部改正について	可決
第8回定例会	R6.8.5	10	令和6年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和5年度分)について 報告事項 (1) 市立小中学校給食費補助金交付要綱の制定について (2) 第四期武蔵野市学校教育計画 中間まとめについて (3) 令和3~5年 武蔵野市の不登校・いじめ・暴力行為等に関する実態について (4) 武蔵野地域自由大学の学長の選任について (5) 武蔵野市民会館内における子育てひろばの整備について (6) 武蔵野地域五大学共同講演会について (7) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「戦争と武蔵野X~映像資料から見るB-29~」について	可決
第2回臨時会	R6.8.8		協議事項 (1) 令和7年度使用中学校教科用図書採択について	
第3回臨時会	R6.8.22	11 12	令和7年度使用中学校教科用図書採択について 武蔵野市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規程の制定について 協議事項 (1) 令和7年度使用中学校教科書用図書採択について 報告事項 (1) 令和7年度に特別支援学級で使用する教科書の意向調査の結果について	可決 可決
第9回定例会	R6.9.2		報告事項 (1) 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正について (2) 特別支援教育就学奨励費補助金事業実施要領の一部改正について (3) 教育部業務状況報告(6~8月)について	

会議別	開催年月日	議案番号	議案及び協議事項等	結果
			(4) 令和6年第3回市議会定例会提出議案 一般会計補正予算について (5) 令和7年度予算概算要求について (6) 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果について (7) 武蔵野市学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等について (8) 武蔵野市文化財の登録について (9) 武蔵野ふるさと歴史館 リニューアル工事に伴う休館について	
第10回定例会	R6.10.2	13 14	武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則 武蔵野市文化財保護委員の選任について 報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 第18回むさしの教育フォーラムの開催について (3) プレイス・フェスタ2024について	可決 可決
第11回定例会	R6.11.6	15 16 17 18 19 20	武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの指定管理者の指定について 武蔵野市立体育施設の指定管理者の指定について 武蔵野市立吉祥寺図書館の指定管理者の指定について 武蔵野市立武蔵野プレイス条例の一部を改正する条例 武蔵野市立体育施設条例の一部を改正する条例 武蔵野市歴史公文書等の利用等に関する規則の一部改正する規則 協議事項 (1) 武蔵野市営プールの整備方針(案)について 報告事項 (1) 令和7年度予算概算要求査定結果(教育部)について (2) 武蔵野市教育委員会児童生徒表彰実施要綱の一部改正について (3) 武蔵野市立学校給食弁当代替者補助金交付要綱の制定について (4) 令和6年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査報告について (5) 武蔵野ふるさと歴史館のリニューアルオープン式及び記念イベント等の開催について (6) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議報告書について	可決 可決 可決 可決 可決 可決
第12回定例会	R6.12.3	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	武蔵野市立第一中学校改築工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第五中学校改築工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第五中学校改築に伴う電気設備工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事請負契約の変更に係る議案の提出について 武蔵野市立第五中学校重量什器備品の買入れに係る議案の提出について 武蔵野市立第五中学校コモンズ系・特別教室軽量什器備品の買入れに係る議案の提出について 武蔵野市立第五中学校軽量什器備品の買入れに係る議案の提出について 武蔵野市立第五小学校解体工事請負契約に係る議案の提出について 令和6年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出について 子ども読書活動推進計画の計画期間の延長について 報告事項 (1) 教育部業務状況報告(9~11月)について (2) 武蔵野総合体育館大規模改修基本設計書(概要版)について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
令和7年第1回定例会	R7.1.8	1	武蔵野市営プールの整備方針について 協議事項 (1) 第四期武蔵野市学校教育計画案について (2) 令和7年度武蔵野市教育委員会教育目標(案)及び武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について 報告事項 (1) 武蔵野市立学校改築懇談会設置要綱の一部改正について (2) いじめ防止基本方針に基づく報告事項について (3) 次期学習者コンピュータ更新における機器の調達方法について (4) 企画展 学校連携展示「武蔵野のくらしを探る~小学生の一日今昔~」について	可決

会議別	開催年月日	議案番号	議案及び協議事項等	結果
第2回定例会	R7.2.5	2 3 4 5 6 7 8	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例の一部を改正する条例 武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例 武蔵野市立学校学区に関する規則の一部を改正する規則 武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する規則 第四期武蔵野市学校教育計画について 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和7年度武蔵野市教育委員会の基本方針について 武蔵野市立小・中学校教育管理職の人事について 報告事項 (1) 武蔵野市特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱の一部改正について (2) 武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱の一部改正について (3) 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱の一部改正について (4) 長期宿泊体験活動検証委員会の報告について (5) 学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会(モデル校)効果検証アンケートの結果について (6) 第五中学校特別支援学級開設について (7) 武蔵野市ロードレース2025の開催について (8) 令和6年度第9回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
第3回定例会	R7.3.4	9 10 11	武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の制定 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則 武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正について (2) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議傍聴要領の廃止について (3) 令和6年度補正予算案について (4) 令和7年度予算案について (5) 武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の任期について (6) 教育部業務状況報告について(12~2月) (7) 令和6年度武蔵野市教育委員会児童生徒表彰について (8) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会の意見を踏まえた今後の長期宿泊体験活動の方向性について	可決 可決 可決

令和 7 年度 武藏野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 6 年度分)

発行年月 令和 7 年 8 月
発 行 武藏野市教育委員会
武藏野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
編 集 武藏野市教育委員会教育企画課
電話 (0422) 60-1894 (直通)